

群馬県文化審議会部会の設置（案）

平成24年7月27日／生活文化部文化振興課

群馬県文化基本条例第39条第1項の規定に基づき、次のとおり部会を設置する。

なお、部会に属する審議会委員は会長が指名する。

注）外部から登用する専門委員については知事が任命し、当該専門委員の属する部会については、会長が指名する。

1 群馬県文化振興指針策定部会

(1) 設置目的

文化振興指針（仮称）の策定について調査審議するため

(2) 設置期間

H24.7.27～H25.3.31

(3) 開催回数

平成24年度中に概ね4回の開催（H24.9月、10月、11月及びH25.1月）を予定

2 群馬県文化振興基金活用検討部会

(1) 設置目的

群馬県文化振興基金の活用について調査審議するため

(2) 設置期間

H24.7.27～H26.7.26（委員の委嘱期間に同じ）

(3) 開催回数

平成24年度中に概ね1回の開催を予定

3 県立美術館・博物館運営検討部会

(1) 設置目的

県立美術館・博物館の運営について調査審議するため

(2) 設置期間

H24.7.27～H26.7.26（委員の委嘱期間に同じ）

(3) 開催回数

平成24年度中に概ね2回の開催を予定